

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外33名

被告 中部電力株式会社

## 原告 準備書面 12

平成25年11月1日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤  
外

原告らは、平成25年8月22日付け「原告ら求釈明申立に対する回答」に関して、以下の各事項につき、被告に対して更に釈明を求める。

1 被告準備書面6の第2項（1）ウ（6頁）について

運動エネルギーから位置エネルギーへ変換された際、越流量はどのように見込まれるのか。具体的な計算式を示されたい。

2 その場合、津波の高さはどの程度維持されるのか。百分率で回答されたい。

以上